

**Q13**

用地測量調査や家屋事前調査を了解すると、それが用地契約とみなされるのでしょうか。

**A13**

- 用地測量調査は、道路や隣接地との用地境界の確定と外環本線に掛かる範囲の用地境界を確定するために実施するものです。
- 家屋事前調査は、万が一、工事の施工に起因する建物等の損害が発生した場合に、当該損害に対して補償をさせていただくため、工事実施前の建物等の状況を把握する調査を実施するものです。
- 用地測量調査や家屋事前調査は、用地契約行為ではありません。これらの調査を了解することによって用地契約になることはありません。
- 用地測量調査後、土地地権者等の皆様に説明させていただき、ご了解が得られましたら用地契約となります。